

## I 法令等改正による影響

### 1 会社法改正

第186回通常国会で継続審議中。施行時期は平成27年4月か10月

⇒平成26年6月定時総会に直接影響なし。

b u t

社外取締役の選任は重要なテーマ⇒想定問答

### 2 会社計算規則改正

平成24年5月に、企業会計基準委員会が「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)を公表

⇒

平成25年5月20日付で「会社計算規則の一部を改正する省令」が公布、即日施行。

経過措置により、平成25年4月1日から開始する事業年度より適用

⇒平成26年3月末決算会社から適用開始。

～

連結貸借対照表の項目として「退職給付に係る資産」、「退職給付に係る負債」、「退職給付に係る調整累計額」を、

連結株主資本等変動計算書の項目として「退職給付に係る調整累計額」をそれぞれ追加。

当該項目の意味を問う質問等が想定⇒経理関係の想定問答

### 3 取引所規則改正

(1) 平成26年2月10日付改正(独立性の高い社外取締役の確保に関する改正)への対応  
平成26年2月10日付で有価証券上場規程を改正し、「上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない」

～

上場会社の努力義務を定めるもの⇒想定問答。

(2) 平成24年4月1日付改正(売買単位の募集に関する改正)への対応

平成24年4月の有価証券上場規程の改正⇒単元株式数1000株以外の上場会社は、平成26年4月1日付をもって、単元株式数を100株とすることが義務付け。

1単元1000株の上場会社においても、「単元株式数を100株とすること」や「投資単位を(5万円以上)50万円未満とすること」が「望まれる事項」として規定(東証有価証券上場規程4

45条、445条の2)。

### (3) その他の改正事項への対応

平成25年4月18日付で「コーポレート・ガバナンス報告書」の記載要領が改訂

「各記載事項の記載上の注意」として

「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」の箇所で「各種委員会、役員会の概要（男女別の構成など）を記載すること」や

「ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」の箇所で「役員への女性の登用に関する現状を記載すること」

が考えられるとされている。

～

任意の記載と考えられるが、取引所からは積極的な記載の要請がされている。

## 4 税制改正

平成25年12月末をもって、上場株式等に関する譲渡益および配当に係る軽減税率は廃止。

平成26年1月から復興特別所得税を加味すると「所得税15.315%、住民税5%」となった。

⇒軽減税率の廃止につき株主宛に周知することが考えられる。

1月よりNISA（少額投資非課税制度）がスタート。

NISA口座の株式につき配当を非課税で受領するには、配当金の受領方法を「株式数比例配分方式」とする必要

⇒株主宛に周知を図ることが考えられる。

周知方法：決議通知等に税制改正に関する案内チラシを同封する方法や、株主メモ欄に追記。

## II 機関投資家の動向

### 1 議決権行使助言会社の動向

#### (1) ISSの動向

平成25年2月総会から

「総会後の取締役会に社外取締役（独立性は問わない）が1人もいない場合には、経営トップである取締役に対して原則反対推奨する」旨の方針。

#### (2) グラス・ルイスの動向

取締役会の構造に関してISSよりも厳しい基準を採用

取締役が10人以下⇒最低2人、11人以上⇒20%以上（端数切上げ）が独立社外取締役でな

いと、会長もしくは社長に反対の助言（取締役の人数が4名未満、21名以上の場合も同様に会長もしくは社長に反対の助言を行う）。

役員報酬についても、退職慰労金については一律反対助言。

社外取締役と監査役の報酬は固定報酬であるべきで、業績連動報酬（株式報酬型ストック・オプションを含む）には反対助言。

## 2 日本版スチュワードシップ・コードの影響

『責任ある機関投資家』の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」が平成26年2月26日に確定・公表。

～

機関投資家に対し、投資先企業との「建設的な対話」や議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つことなどが求められている。

当該コードを受け入れるかどうかは機関投資家の任意。

b u t

これを受け入れる機関投資家において、より活発なエンゲージメント（企業との対話による種々の提案）ならびに議決権行使基準の見直しやより厳格な議決権行使という動きがでる可能性。

## Ⅲ 株主総会関係書類

### 1 全般

#### （1） 招集通知発送前のWEB掲載

招集通知発送前のWEB掲載を行う会社が増加傾向

（←機関投資家は、招集通知の早期発送（3週間前までの発送等）を要望しているが、招集通知発送前のWEB掲載も歓迎）

#### （2） 見やすい招集通知

- カラー化、インデックス、図表・グラフ・写真の活用
- 総会会場の地図につき、会場の写真を掲載したり、係員の配置場所を表示
- 表紙、目次をつける
- 経営理念、社是、行動指針、当期のトピックスを記載
- 役員選任議案での顔写真や抱負の掲載

#### （3） 機関投資家の要請事項への対応

機関投資家ならびに議決権行使助言会社は短期間で大量の招集通知をみて議決権行使を行うための情報収集・分析を行う必要⇒種々の要望

グラス・ルイスの要望事項

- 情報開示を招集通知に一元化（保有銘柄、有価証券明細表、報酬、役員の親族関係、コーポレート・ガバナンス報告書の記載内容等）
- 報酬に関する情報開示の充実（方針の記載、個別開示、業績連動型報酬の業績評価基準および業績目標の達成度を招集通知で開示）
- 役員出席状況の開示（社内役員、役員会の出席状況を数字で開示）
- 監査法人に支払われた報酬額の開示（非監査報酬と監査業務報酬に分けて開示）

## 2 狭義の招集通知

記載事項に影響を及ぼす法令等改正はなし

事前に株主から照会の多い事項等を任意に記載するケース

（受付開始時刻、紙資源の節約のため招集通知の持参依頼、第2会場の案内等）

## 3 事業報告

本年特に留意が必要な事項はなし。

機関投資家の要望事項としての有価証券報告書やコーポレート・ガバナンス報告書の記載事項の事業報告への組み込みや、見やすい招集通知のための工夫。

## 4 株主総会参考書類

法令等改正の影響はない。

機関投資家の役員選任議案に対する注目度は高く、ことに社外役員の独立性に注目。

⇒機関投資家が社外役員候補者の独立性を判断できるよう必要な情報開示。

取引所も望まれる事項として規定している「招集通知への独立役員に関する情報（属性情報含む）の記載」や有価証券報告書の記載事項である「社外役員の独立性の基準の記載」などが考えられる。

## 5 想定問答

「今後の株式の売買の判断材料にする」という動機のもと、総会に出席する株主

⇒投資判断の材料という点から、今後の経営方針や株主還元の方針、業務見通しや他社比較という観点からの質問

- 金商法上規定された方法で公表されるべきもの（e x. 第1四半期決算見通し）を、定時総会出席者のみに説明することは不適切。
- インサイダー取引規制の対象となる特別な情報を総会出席株主にのみ提供することも不適切。

社外取締役採用の見通しとその理由についての質問。